平成 24 年度都市再生機構九州支社

ルームエアコンディショナの購入

入　札　説　明　書

独立行政法人都市再生機構九州支社の特定調達契約に係る入札公告（平成 24 年 1 月 18 日付官報公告）に基づく入札については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

独立行政法人都市再生機構九州支社

1　入札等実施要領

1　契約担当役等の氏名及び名称

独立行政法人都市再生機構九州支社　支社長　加茂　晶三

◎　調達機関番号　599

◎　所在地番号　40

2　調達内容

(1)　品目分類番号　　16

(2)　件名

平成24年度都市再生機構九州支社ルームエアコンディショナの購入

(3)　調達案件の仕様等

仕様書による。

(4)　履行期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日

(5)　履行場所

仕様書による。

(6)　入札方法

イ　入札金額は、仕様書に示した品目ごとの単価に予定数量を乗じた総価とし、調達本体価格のほか納入までの一切の諸経費を含んだ総価を記載するものとする。

ロ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札金額を算定した品目ごとの単価を契約単価とする。

ハ　本件業務において、入札に参加する者が関係法人1者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

3　入札保証金及び契約保証金

免除

4　質問書の提出及び回答

(1)　入札、仕様等に対する質問は、「質問書（任意様式）」の提出による。

イ　提出期限　平成24年2月23日（木）午後5時

ロ　提出場所　独立行政法人都市再生機構九州支社総務部経理チーム

〒810-8610　福岡県福岡市中央区長浜二丁目２番４号

電話 092-722-1012

ハ　提出方法　持参又は書留郵便による郵送場合とする。郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、封筒に「質問書在中」と朱書すること。

(2) 質問に対する回答は「質問回答書」の閲覧をもって行う。

イ　閲覧期間

平成 24 年３月１日（木）から平成 24 年３月８日（木）までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前 10 時から午後５時まで

ロ　閲覧場所

〒810-8610　福岡県福岡市中央区長浜二丁目２番４号

独立行政法人都市再生機構九州支社１階閲覧コーナー

5　入札書等の提出

（1）　提出期限

平成 24 年３月８日（木）午後３時まで

持参又は書留郵便による郵送とし、郵送の場合は同日同時刻必着とする。

（2）　提出場所

4（1）ロに同じ。

6　開札

（1）　日時

平成 24 年３月 19 日（月）午後３時

（2）　場所

〒810-8610　福岡県福岡市中央区長浜二丁目２番４号

独立行政法人都市再生機構九州支社１階入札室

7　契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8　支払条件

毎月検査後、当月分の請求書を受理した日から起算して30日以内に、支払うものとする。

9　苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続き等に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成７年 12 月 14 日付政府調達苦情処理推進本部決定)」により、政

府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局）に対して苦情を申し立てることができる。

10　問い合わせ先

（1）　申請書及び資料に関する事項

独立行政法人都市再生機構九州支社住まいサポート業務部設備保全チーム

〒810-8610　福岡県福岡市中央区長浜二丁目２番４号

電話 092-722-1305

（2）　平成23・24年度の競争参加資格の認定に関する事項

独立行政法人都市再生機構九州支社総務部経理チーム

〒810-8610　福岡県福岡市中央区長浜二丁目２番４号

電話 092-722-1012

【契約に係る情報の公表拡充】

別　紙

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

（１）　公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

②　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

（２）　公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①　当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

②　当機構との間の取引高

③　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④　１者応札又は１者応募である場合はその旨

（３）　当方に提供していただく情報

①　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）　公表日

契約締結日の翌日から起算して７２日以内

2　競争参加資格及び競争参加者に求められる義務

１　競争参加資格

(1)　次の事項に該当する者は、競争参加資格を有しない。

イ　契約を締結する能力を有しない者

ロ　破産者で復権を得ない者

ハ　入札書提出期限の日から起算して２年前の日以降において、次に掲げる者の一に該当している者。これを代理人、支配人その他使用人として使用する者についてもまた同様とする。

（イ）契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

（ロ）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

（ハ）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（ニ）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（ホ）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（ヘ）（イ）～（ホ）に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

（ト）（イ）～（ヘ）に該当する者を入札代理人として使用する者

ニ　入札書提出期限の日において、当機構から指名停止を受けている者

ホ　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。(詳細は、機構ＨＰ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照)

(2)　次の要件をすべて満たしている者であること。

イ　平成 23・24 年度独立行政法人都市再生機構九州支社の物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、開札の時までに業種区分「物品販売」のうち「電気器具」の資格を有すると認定された者であること。

なお、競争参加資格を有しない場合は、速やかに競争参加資格審査の申請を行う必要がある。競争参加資格審査の申請等に関する問合せ先は次のとおり。

独立行政法人都市再生機構九州支社総務部経理チーム
〒810-8610　福岡県福岡市中央区長浜二丁目２番４号
電話 092-722-1012

ロ　当業務に関し、当該地区内にアフターサービスの体制が整っている事業所対応を有していることを証明し、当機構が認めた者であること。なお、近隣地区（県）の事業所においても、当該地区内と同等の体制が確保できることを当機構が認めた場合は可とする。

ハ　当業務の仕様書の要件に適合することを証明し、当機構が認めた者であること。
ニ　日本国内において当機構職員が行う立会検査に応じられる者であること。

２　競争参加者に求められる義務

(1)　競争参加者は、上記１（2）のイ～ハによる必要な証明書等を入札書に添付して、入札書の提出期限までに提出しなければならない。

(2)　提出された証明書等は、当機構において審査するものとし、仕様書に照らし採用し得ると判断した証明書等を添付した場合のみを落札対象とする。

３　その他

(1)　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札に必要な提出書類の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。

(3)　当機構に、提出された書類は審査の実施以外に提出者に無断で使用することはない。

(4)　当機構に一旦提出された書類は返却しない。

(5)　当機構に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。

(6)　提出書類等に虚偽又は不正な記載をした者の入札は無効とする。

(7)　競争参加資格の審査において資格を有すると認められた者であっても、開札の時において、上記１の資格のない者は、落札の対象としない。

3　入札及び見積心得書

入札及び見積心得書（物品購入等）

（目的）

第１条　独立行政法人都市再生機構九州支社（以下「機構」という。）が締結する物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に係る一般競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、関係法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところにより行う。

（入札等）

第２条　一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札説明書及び仕様書等を熟覧の上、所定の書式による入札書により入札しなければならない。この場合において入札説明書及び仕様書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

２　入札書は封かんの上、入札参加者の氏名を明記し、入札公告に示した時刻までに提出しなければならない。

３　前項の入札書は書留郵便をもって提出することができる。この場合には、封筒は二重封筒として、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、件名及び開札日時を記載した中封筒に入札書のみを入れ、別途提出書類とともに入札書の提出期限までに発注者あての親書で提出しなければならない。（送付先は、１ 入札等実施要領４（1）ロ）

４　前項の入札書及びその他提出書類について、入札公告に示した時刻までに到着しないものは無効とする。

５　入札参加者が代理人をして入札をさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

６　入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一事項の入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

（入札の辞退）

第２条の２　入札参加者は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

２　入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積を執行する者に直接提出して行う。

３　入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第２条の３　入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者等は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

３　入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格等を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第３条　入札に当たっては、あらかじめ入札金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

（入札の取りやめ等）

第４条　入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書の引換の禁止）

第５条　入札参加者等は、入札書をいったん提出した後は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札の無効）

第６条　次の各号の一に該当する入札は無効とし、以後継続する当該入札等に参加することはできない。

一　委任状を提出しない代理人が入札をなしたとき。

二　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三　入札金額の記載を訂正したとき。

四　入札者（代理人を含む。）の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。

五　再度の入札において、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札を行なったとき。

六　１人で同時に２通以上の入札書をもって入札を行なったとき。

七　明らかに連合によると認められるとき。

八　前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を具備していないとき。

（開札等）

第７条　開札は、入札公告に示した場所及び日時に入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

（落札者の決定）

第８条　開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

（再度の入札）

第９条　開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札をした者又はその代理人の全てが出席している場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に日時を定めて、再度の入札を行うものとする。

２　前項の再度の入札は、原則として１回を限度とする。

（随意契約によることができる場合）

第 10 条　再度の入札を行っても落札者がないときは、入札参加者の中から希望する者と随意契約によることができるものとする。この場合、本心得書の各条項に準じて見積り合せを行うものとする。

（同数値の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第 11 条　落札となるべき同数値の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（入札参加者の制限）

第 12 条　次の各号の一に該当する者は、その事実のあった後 2 年間競争入札に参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一　契約の履行に際し、故意に粗雑にし、又は材料、品質、数量に関し、不正の行為があった者

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者

四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（契約書の提出）

第 13 条　落札者は、落札決定の日から７日以内に契約書を提出しなければならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

２　落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは当該落札はその効力を失う。

（異議の申立）

第 14 条　入札参加者は、入札後この心得書、入札説明書及び仕様書等の説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以　上

4　入札書及び封筒（様式）

入　札　書

金　　　　　　　　　　円也

ただし、平成24年度都市再生機構九州支社ルームエアコンディショナの購入

入札及び見積心得書（物品購入等）及び入札書記載内容を承諾の上、入札します。

平成　　年　　月　　日

住　所
氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

代理人　　　　　　　　　　　　　　　　　印

独立行政法人都市再生機構九州支社
支社長　　　　　加茂　晶三　殿

表

独立行政法人都市再生機構　九州支社

支社長　加茂　晶三　殿

（件名……入札書）

裏

委任している場合は、代理人の氏名または印

5　委任状（様式）

委　任　状

私は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構九州支社の発注する「平成 24 年度都市再生機構九州支社ルームエアコンディショナの購入」に関し、下記の権限を委任します。

記

1．入札及び見積りに関する一切の件

代理人使用印鑑	

平成　　年　　月　　日

住　所
氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　印

独立行政法人都市再生機構九州支社
支社長　　　　　加茂　晶三　殿

6　単価契約書（案）

単　価　契　約　書

１　契約の名称　平成24年度都市再生機構九州支社ルームエアコンディショナの購入

２　契 約 期 間　平成24年4月1日から

平成25年3月31日まで

買主独立行政法人都市再生機構九州支社を甲とし､売主　　　　　　　　　　　　　　　　　を乙として、甲乙間に頭書の物品（以下「物品」という。）の売買に関する契約を次のとおり締結する。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲（買　主）　住　所　福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号

氏　名　独立行政法人都市再生機構九州支社

支社長　加茂　晶三　印

乙（売　主）　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　印

（総則）

第１条　甲は、物品をこの契約に定める条件で乙から買い受け、乙は、これを売り渡すものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第２条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（再委託等の制限）

第３条　乙は、この契約の履行に当たり、第三者にその全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（発注手続）

第４条　甲は、物品を乙に発注するときは、その都度、その物品の種類及び数量等を記載した甲所定の注文書（以下「注文書」という。）を、仕様書に定める甲の対象部署（以下「発注部署」という。）から乙に対して発行するものとし、乙は、注文書に基づき仕様書に定める方法により物品を納入するものとする。

（納入期限の延長）

第５条　乙は、天災その他の不可抗力により、仕様書で定めた納入期限（以下「納期」という。）内に、注文書に基づく物品を納入することができないときは、あらかじめ、甲に届け出て、納期を延長することができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

（危険負担）

第６条　物品の納入に当たり、次条第１項の発注部署確認（同条第３項の再検査がある場合には、当該再検査）の前に生じた損害は、乙がこれを負担するものとする。

（検査）

第７条　乙は、注文書に基づく物品の納入後、直ちに発注部署に届け出て、その物品について、発注部署の確認を受けなければならない。

但し、発注部署における検査については、受取りを行った甲が指定する業者の受取り完了報告による書面検査とする。

２　発注部署は、前項の確認（以下「検査」という。）を同項の規定による届出を受けた日から起算して10日以内に行うものとする。

３　乙は、検査の結果、不合格となり、発注部署から修正又はやり直しを命ぜられたときは、発注部署の指定する日までに代品を納入し、発注部署の再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期限については、前項の規定を準用する。

４　検査又は前項の再検査に合格した日をもって、注文書に基づく物品の納入は完了したものとし、当該物品は、同日をもって甲に引き渡されたものとする。

（かし担保責任）

第８条　乙は、前条第４項に規定する注文書に基づく物品の引渡日から１年間（但し冷媒

回路部品については5年間）当該物品のかしを補修するものとする。

（売買代金）

第９条　甲は、第７条第４項の規定により物品の引渡しが完了したときは、当該物品の対価（以下「売買代金」という。）として、別紙の単価表に基づき算定した額を乙に支払うものとする。

２　乙は、売買代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を発注部署に提出するものとし、発注部署は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを乙に支払うものとする。

３　発注部署がその責に帰すべき理由により第７条第２項の期間内に検査又は同条第３項の再検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査又は再検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（単価の改定）

第10条　物価に変動があり、前条第１項の単価表の額が不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

（延滞金）

第11条　乙の責に帰する理由により、乙が納期内に注文書に基づく物品を納入しない場合において、納期経過後相当期間内に納入する見込みがあると甲が認めたときは、甲は、乙から延滞金を徴収して、当該納期を延長することができる。

２　前項の延滞金は、その延滞日数に応じ、同項の注文書に基づく売買代金に対し、年（365日当たり）５パーセントの割合で計算した金額とする。

（支払遅延利息）

第12条　乙は、甲がその責に帰する理由により約定期間を超えて売買代金の支払を行った場合には、その遅延日数に応じ、当該支払額に対し、年（365日当たり）3.6パーセントの割合で計算した額を、遅延利息として甲に請求することができる。

（甲の解除権）

第13条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、催告によらないで、この契約を解除することができる。

一　乙の責に帰する理由により、納期内又は納期経過後相当期間内に注文書に基づく物品を納入する見込みがないとき。

二　第２条、第３条又は第８条の規定に違反したとき。

三　その他この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

四　破産の申立て（自己申立てを含む。）を受け、又は解散したとき。

（違約金）

第14条　乙は前条第１号から第３号までの一に該当してこの契約が解除されたときは、本契約期間中に発注した総額の10分の１に相当する額を、違約金として甲に支払わなければならない。

（甲の都合による解除）

第15条　甲は、第13条各号の場合のほか、甲の都合により、この契約を解除することができる。

２　甲は、前項の規定により契約を解除するときは、少なくとも１か月前までに、書面により乙に通知しなければならない。

３　第１項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が損害を被ったときは、甲は、これを賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（相殺）

第16条　甲は、乙に対して支払うべき金銭債務と乙が甲に対して支払うべき金銭債務とを相殺し、なお不足を生ずるときは、更に追徴するものとする。

（協議事項）

第17条　この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（以下余白）

別紙

単　価　表

単価表

No.	品　　　名	単位	型式	規格	単価(円)
1	家庭用エアコン	台		2.2kW	
2	家庭用エアコン	台		2.8kW	
3	家庭用エアコン	台		3.6kW	
4	家庭用エアコン	台		4.0kW	
5	家庭用エアコン	台		5.0kW	

（様式）

仕様要件適合証明書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構九州支社
　支社長　　加茂　晶三　殿

会社名
住　所
代表者名　　　　　　　　　　印

「平成 24 年度都市再生機構九州支社ルームエアコンディショナの購入」の競争参加に関し、下記仕様要件の全てに適合することを証明するために、仕様要件適合表証明書を提出いたします。

以　上

【仕様要件適合証明書】

項目	要求性能	適合証明
規格	室内機、室外機は JIS C 9612（ルームエアコンディショナー）によるものとし、製造者の標準仕様とする。	
省エネ性	「経済産業省告示　第 213 号　エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」（平成 21 年 6 月改正）に適合すること。	
冷暖房機能	コンプレッサーの周波数制御機能を有すること。	
除湿機能	除湿機能を有することとし、仕様は製造者の仕様とする。	
電源	単相 100Ｖ又は単相 200Ｖとする。	
その他の機能	製造者の仕様とする。	
製造年	原則として、納入日から 1 年以内に製造された製品とする。	
付属品等	リモコン及び取扱説明書等の付属品が備わっていること。	

別添標準様式３⒣

違約金に関する特約条項

第１条　買主（以下「甲」という。）及び売主（以下「乙」という。）が平成24年3月〇日付けで締結した平成24年度都市再生機構九州支社ルームエアコンディショナの購入の契約（以下「本契約」という。）に関し、乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、本契約期間中に発注した総額の10分の１に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一　本契約に関し､乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において準用する場合を含む｡)の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第51条第２項の規定により取り消された場合を含む｡)。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、同法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く｡)に入札（見積書の提出を含む｡）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　本契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む｡）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

第２条　乙が前条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

本特約条項締結の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

年　　月　　日

甲　買　主　　　住所　福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号
　　　　　　　　氏名　独立行政法人都市再生機構九州支社
　　　　　　　　　　　　支社長　加茂　晶三　　　印

乙　売　主　　　住所
　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　印

別冊１

仕 様 書

１　件名

平成 24 年度都市再生機構九州支社ルームエアコンディショナの購入

２　対象品目及び予定数量

別紙１「対象品目一覧表」のとおり。

なお、予定数量は甲の過去の購入実績を基に算出した数量であり、購入を確約した数量ではない。

３　対象部署

別紙２「対象部署一覧表」のとおり。

４　発注手続

（１）品目、型式、単価、商品画像（カラー）、商品解説を掲載した品目一覧表（以下「カタログ」という。）を作成し、甲が要求する部数を提出すること。

なお、「エネルギー使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）」の適合していることが確認できる旨表示すること。

（２）発注は対象部署（以下「発注部署」という）ごとにカタログ掲載の商品について別紙３に示す「注文書」をＦＡＸ等により随時行うので、発注方法に対応するシステムを導入すること。

なお、注文書の最小の発注単位は１台とし納品についても同様とする。

（３）カタログ作成に係る費用については、乙が負担すること。

５　納期

注文書に指定する日（発注日から概ね１週間）に納品すること。

ただし、土、日、祝日、年末年始等甲の休業日は除くものとする。

６　納品方法

（１）納品は、注文書にて甲が指示するエアコンの設置を行う小規模修繕工事業者又はリニューアル等工事業者（以下、「エアコン設置業者」という。）の事務所において、エアコン設置業者に受渡しを行うこと。

エアコン設置業者名及び納品場所は別紙４「納品場所一覧表」による。

なお、業務履行期間中、エアコン設置業者及び納品場所が変更となる場合は、事前に甲が乙に対し通知する。

（２）納品する商品には、発注部署名、商品名、数量を記入した納品書を添付すること

（３）納品する商品については、発注部署等の指示により仕分けし、個別に梱包すること。

（４）配送に係る費用については、乙が負担すること。

（５）　納品後、商品の不良又は品目若しくは数量の誤り等が明らかになった場合は、速やかに且つ適切に対応すること。

7　請求書等

（１）　請求書は、発注部署に直接提出すること。

（２）　乙は、売買代金については、当月分を取りまとめ、翌月１日以降その支払請求書を発注部署に提出するものとし、発注部署は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを乙に支払うものとする。

8　保証

（１）　納入後１年（但し冷媒回路部品については５年以内）以内に甲の使用上の責任によらないものとみられる故障が発生した場合は、乙は無償で修理又は交換を行うものとする。

（２）　構造上の欠陥等により重大な故障が発生した場合は、上記（１）に関わらず、甲乙協議の上、乙は無償で修理又は交換を行うものとする。

（３）　当該地区内にアフターサービスの体制が整っている事業所対応を有していること。なお、隣接地区（県）の事業所においても、当該地区内と同等の体制が確保できると当機構が認めた場合は可とする。

以　上

対象品目一覧表

【対象品目仕様表】

項目	要求性能	備考
規格	室内機、室外機は JIS C 9612（ルームエアコンディショナー）によるものとし、製造者の標準仕様とする。	
省エネ性	「経済産業省告示　第 213 号　エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」（平成 21 年 6 月改正）に適合すること。	
冷暖房機能	コンプレッサーの周波数制御機能を有すること。	
除湿機能	除湿機能を有することとし、仕様は製造者の仕様とする。	
電源	単相 100Ｖ又は単相 200Ｖとする。	
その他の機能	製造者の仕様とする。	
製造年	原則として、納入日から１年以内に製造された製品とする。	
付属品等	リモコン及び取扱説明書等の付属品が備わっていること。	

【予定数量表】

No.	品名	単位	規格	予定数量
1	家庭用エアコン	台	2.2kW	5
2	家庭用エアコン	台	2.8kW	73
3	家庭用エアコン	台	3.6kW	120
4	家庭用エアコン	台	4.0kW	20
5	家庭用エアコン	台	5.0kW	2
	合　計	台		220

別紙2

対象部署一覧表

支社等	事務所･部署名	住所
九州支社	福岡住宅管理センター	福岡県福岡市中央区舞鶴１－４－６
九州支社	北九州住宅管理センター	福岡県北九州市小倉北区金田１－１－４

別紙３

■ 注 文 書 （案） 平成　年　月　日

※　平成24年　　月　　日締結の単価契約に基づき、以下の資材を発注します。

発注者名
　住所

　氏名

　担当　　　　　　　　　　　　　　TEL

資材名称	規格等	数量(台)	設置対象団地	号棟号室	備考
家庭用エアコン	2.2kW				
家庭用エアコン	2.8kW				
家庭用エアコン	3.6kW				
家庭用エアコン	4.0kW				
家庭用エアコン	5.0kW				
合計					

納品場所等					
納品場所等	①	住所 名称		納品日	
	②	住所 名称		納品日	

納品に関する問い合わせ窓口
　業者名
　住所
　氏名
　担当　　　　　　　　　　　　　　TEL

■ 受取り完了確認

	納品（受取り）場所	受け取り日	受取り者
受取り完了欄			

※受取り者（エアコン設置業者）にて記入

別紙4

納品場所一覧表

都市機構管轄事務所	エアコン設置業者名	エアコン設置業者の事務所所在地 （納品場所）	主な設置対象団地
福岡住宅管理センター	日本総合住生活㈱福岡支社	福岡県福岡市城南区金山団地26-4	箱崎三丁目団地
福岡住宅管理センター	㈱西日本住宅サービス福岡支店	福岡県福岡市早良区星の原団地38-1	アーベイン雑餉隈駅前
福岡住宅管理センター	正京建設㈱	福岡県福岡市南区野多目4-31-13	春日公園
福岡住宅管理センター	㈱テシマ工業	福岡県福岡市早良区曙1-7-25	アーベイン四季・姪浜
北九州住宅管理センター	日本総合住生活㈱北九州支店	福岡県北九州市小倉北区片野3-15-5	アーベインルネス片野

別冊２

提出書類一覧

（法人等名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　下表は、本調達の入札に際し、必要となる書類一覧です。入札書等提出前にこの一覧表により提出漏れがないか御確認ください。

2　この一覧表は、法人等の名称のみを記載し、入札書等提出時に御提出ください。

3　「機構使用欄」には何も記載しないでください。

項番	書類名称　（※使用する様式）	提出部数	備考	機構使用欄
1	入札書 （入札説明書「4 入札書及び封筒（様式）」）	1部	代表者及び代理人の記名押印がなされていること。代表者若しくは代理人の印で封印済であること。（詳細は「3 入札心得書」参照）	
2	委任状 （入札説明書「5 委任状（様式）」）	1部	当機構本社へ年間委任状を提出している場合、「代理人」から「複代理人」への委任としていること。	
3	競争参加資格認定通知書の写し	1部	有効期限内で「電気器具」の認定がされているもの。紛失等で提出できない場合は、その旨申し出ること。	
4	仕様要件適合証明書 （様式）	1部	各項目の「適合証明」欄に、仕様書の要件を適合していると判断できる内容を具体的に記入すること。	
5	アフターサービス体制表	1部	購入物品について、当該地区内にアフターサービスの体制が整っている事業所を有していること。 なお、隣接地区で同等のサービス体制が確保されている場合は可とする。	

【提出書類作成における注意事項】

① 　入札説明書等に様式が添付している場合は、様式に記載してある様式を使用すること。添付してある様式をワープロ等であらためて作成する場合は、様式に記載してある字句等について省略・変更等しないこと。

② 　項番3については、競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出済であり、必要な資格を有するものと認められることを条件に入札書等関係書類を提出する場合は、当該申請書を受付した際に機構が交付する受付票の写しを添付するものとする。

③ 　項番5については、当該地区と隣接地区に位置する事業所でアフターサービスを行う場合は、事業所と対象団地の位置関係が確認できる資料を添付すること。